

地盤品質判定士協議会 定款

2013年2月	4日	施行
2015年2月	2日	一部変更
2016年3月	24日	一部変更
2017年3月	17日	一部変更
2020年3月	16日	一部変更
2022年5月	25日	一部変更
2023年5月	30日	一部変更
2026年6月	4日	一部変更

地盤品質判定士協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、地盤品質判定士協議会（以下「協議会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的, 事業

(目的)

第3条 本協議会は、宅地の造成業者、不動産業者、住宅メーカー、住宅及び宅地取得者の間に立ち、地盤の評価（品質判定）に関わる調査・試験の立案、調査結果に基づく適切な評価と対策工の提案を行う能力を有する技術者の資格を定めるために行う地盤品質判定士資格検定試験（以下「検定試験」という）の適正を図り、もって住宅及び造成宅地の防災及び国民の安全に寄与することを目的とする。

(定義)

第4条 前条に記す技術者の資格とは、検定試験に合格し登録した、地盤品質判定士及び地盤品質判定士補（以下「地盤品質判定士等」という）をいう。

(事業)

第5条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 検定試験の実施
- (2) 検定試験に合格し、登録した者への地盤品質判定士等の資格の授与
- (3) 地盤品質判定士等の登録と名簿の開示
- (4) 地盤品質判定士等の登録証の交付と取り消し
- (5) 地盤品質判定士等の知識と技術力の維持向上に必要な施策の実施
- (6) 地盤品質判定士等の活用などの推進と協力体制の構築と強化
- (7) 関連する団体との連絡と調整
- (8) その他、目的の達成に関して必要な事項

第3章 会員

(会員種別・会員資格及び入会)

第6条 本協議会は、第3条の目的に賛同する参加団体（以下「会員」という）をもつ

て、会員制の組織とする。

2 本協議会に次の会員を置く。

- (1) 正会員：本協議会の事業に賛同して、事業運営を担う団体
- (2) 賛助会員：本協議会の事業に賛同して、事業運営を支援する団体

3 本定款の施行後に入会しようとする団体は、会員からの推薦を得るものとし、理事会において承認を得なければならない。

4 会員は、参加団体の代表者として本協議会に対してその権利を行使する者（以下「会員代表者」という）を定め、会長に届けなければならない。

5 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届けを会長に提出しなければならない。

(年会費等)

第7条 会員からは年会費を徴収しない。ただし、理事会において必要と認めるときは、費用を徴収することができる。

(退会)

第8条 会員が本協議会を退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本協議会の定款に違反したとき
- (2) 本協議会の名誉を毀損したとき
- (3) 本協議会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う管理及び義務)

第10条 会員が第8条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協議会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の業務はそれを免れることができない。

2 本協議会は、会員がその資格を喪失しても、既に拋出した金品は返換しない。

第4章 役員、事務局及び職員

(役員)

第11条 本協議会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 会員代表者
 - (4) 監事 若干名
- 2 会長は、現職の公益社団法人地盤工学会の業務執行理事の兼任は認めない。
また、会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 副会長は、理事会において理事の互選により定める。
- 4 正会員は2名、賛助会員は1名の理事を出すことができる。
- 5 監事は、理事会の承認を得て会長が指名する。
- 6 役員は、原則として無報酬とする。

(役員職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、その職務を行う。
- 4 監事は、本協議会の事業報告・収支決算等の監査、財産状況の監督、及び理事の業務執行状況の監査に関する職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の場合、任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は辞任し、または任期を満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員は、次の各号の一に該当するときは、その任期中であっても、理事会において出席理事の3分の2以上の議決を得て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う理事会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局及び職員)

- 第15条 本協議会は、運営・管理のために事務局を設置する。
- 2 事務局は、本協議会の会長が属する本協議会会員団体内に設置する。
 - 3 事務局長は、理事会において選任される。
 - 4 事務局に必要な職員をおき、事務局長及び職員は、会長が任命する。
 - 5 事務局長及び職員は、原則として有給とする。

第5章 理事会及び委員会

(理事会)

- 第16条 理事会は、本協議会の最高意思決定機関として、会員代表者から構成される。
- 2 理事会は、年度開始時期に1回開催するものとし、必要に応じて随時開催することができる。
 - 3 理事会は、理事の過半数の出席により開催できる。なお、理事は、理事会への出席ができない場合は、代理出席者を指名し、議決の全部または一部を代理出席者に委任することができる。ただし、役員身分及び本協議会の解散に関する事項については、代理出席者に委任はできない。
 - 4 理事会での議長は、本協議会の会長が務める。
 - 5 理事会での議決は、当定款に特に定めのない限り、議長を除く出席理事の過半数により、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 7 理事会は、会長が招集する。なお、会長が緊急に必要と認めた場合、理事の3分の1以上が理事会の招集を要請した場合、並びに監事から請求があった場合には、会長はその要請のあった日から1ヶ月以内に臨時理事会を開催しなければならない。
 - 8 理事会は、会長の判断により電子会議等による書面審議で代行できる。
 - 9 理事会は、次の各号について協議し決定する。
 - (1) 事業年度計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 定款の変更
 - (4) 地盤品質判定士資格検定試験規則の制定
 - (5) 運営方針の承認
 - (6) 副会長、監事、資格制度監理委員会委員長、事務局長の選任
 - (7) その他、本協議会の関する重要な事項
 - 10 理事会の議事については、会長が議事録を作成する。なお、議事録に署名または記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。

(アドバイザー)

第17条 本協議会は、協議会の活動に賛同する有識者等にアドバイザーを依頼することができる。

- 2 アドバイザーは、資格制度監理委員会の推薦により理事会の審議を経て会長が委任する。
- 3 アドバイザーは、協議会及び検定試験の運営・監理に係る資格制度監理委員会からの要請に対して意見を述べる。

(資格制度監理委員会)

第18条 本協議会は、理事会の下に資格制度監理委員会（以下「監理委員会」という）を設置する。

- 2 委員長は、理事会の審議を経て会長が委任する。
- 3 委員は、会員からの推薦により理事会で承認される。
- 4 監理委員会は、理事会で承認された運営方針及び地盤品質判定士協議会資格制度監理委員会規則（以下「規則」という）に従って、検定試験の事業並びに資格の活用について運営・監理する。

(検定委員会)

第19条 本協議会は、検定試験を実施するために、監理委員会の下に検定委員会を設置する。

(地盤品質判定士会)

第20条 本協議会は、理事会の下に地盤品質判定士会（以下「判定士会」という）を設置する。

- 2 判定士会は、独立採算で運営するものとするが、会員の技術の研鑽とモラルの向上、ならびに社会への啓発について本協議会と協力する。

第6章 会計

(事業計画及び収支予算)

第21条 本協議会の事業計画及び収支予算は、理事会において承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第22条 本協議会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度の終了後に監事の監査を経

て, 理事会において承認を得なければならない。

2 これらは本協議会のホームページで公開し, 5年間掲載する。

(会計原則等)

第 23 条 本協議会の会計は, 一般に公正妥当と認められる会計基準の慣行に従うものとする。

2 特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いについては, 理事会の決議による。

(事業年度)

第 24 条 本協議会の事業年度は, 毎年4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 25 条 本協議会の定款は, 理事会において, 理事の3分の2以上の承認をもって変更することができる。

(解散)

第 26 条 本協議会は, 本目的が他の資格に包含されたとき, 参加団体が本目的を継承できるとき, もしくは本協議会の目的を継承しつつ新たな団体として活動する必要が生じたとき, または解散しなければならない事項が生じたとき解散する。

2 本協議会は, 理事の3分の2以上の承認をもって解散することができる。

3 解散にあたっての資産及び負債の処分は, 理事会において決定する。

第 8 章 補則

(規則)

第 27 条 本協議会の定款施行についての資格制度監理委員会規則は, 理事会の議決を経て別に定める。

付 則

付則 1 本定款は, 本協議会設立の2013年2月4日から施行する。